

第1次 牧之原市男女共同参画 推進計画

誰もが誇りを持って
自分らしく生きられる
ジェンダー平等のまち

令和6年度～令和10年度
(2024) (2028)



静岡県牧之原市



はじめに

2015年、国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の目標(SDGs)の2030年までの達成に向け、国際的な取り組みが進められています。その中のNO.5「ジェンダー平等の実現」は、我が国の重要な課題となっています。



また、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大、国際情勢の変化、震災、大雨等の自然災害は、日常生活や企業の経済活動に大きな影響をもたらしました。

こうした社会情勢の中で、女性と子どもの人権尊重、働き方改革、女性の活躍推進、多様性(ダイバーシティ)、国民一人一人の幸福を高めしていく「Well-being(ウェルビーイング)」の向上が求められています。

本市におきましても、少子化、未婚率の増加、若年層の転出による人口減少が、深刻な課題となっています。持続可能な社会の実現のため、ジェンダー平等の実現、多様性の理解は、市全体で取り組むべき重要な課題であります。

本計画では、本市が目指す姿として、「誰もが誇りを持って自分らしく生きられるジェンダー平等のまち」を掲げました。

本計画の推進にあたり、行政、地域、職場、家庭など、あらゆる場面において、基本理念、基本方針に沿った施策をすすめるためには、現状の課題を理解し、誰もがそれぞれの立場で主体的に参画することが重要であります。

これまでの市民の皆様のご尽力に感謝するとともに、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました牧之原市男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、パブリックコメント制度やアンケート調査等により貴重な御意見、御提案をお寄せいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

牧之原市長 杉本 基久雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	牧之原市の現状と課題	3
5	計画の概念図	4
6	計画の体系	5
7	計画指標一覧	6

第2章 計画の内容

基本理念 1	ジェンダー平等の実現に向けた意識の改革と教育の推進	7
基本理念 2	誰もが安心安全に暮らせる社会の実現	14
基本理念 3	職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却	20
基本理念 4	政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大	26

第3章 計画の推進体制.....31

○ 用語解説.....	32
-------------	----

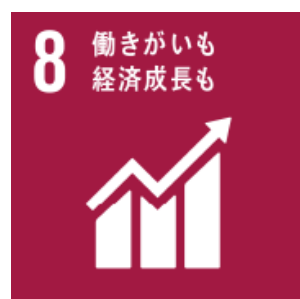
○資料編（別冊）

持続可能な開発目標（SDGs）の ゴールとターゲット

SDGsは、2015年9月国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい社会を目指す国際目標です。この視点を踏まえ、計画を推進していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、「第1次総合計画」、「男女協働学習行動計画」、「第2次総合計画」の中で、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、市民と協働し進めてきました。それぞれの計画で、一定の成果を上げてきましたが、社会情勢の変化により、少子高齢化、人口減少など市の課題は変化しています。

こうした中、市の現状と課題を踏まえ、「誰もが誇りを持って 自分らしく生きられる ジェンダー平等のまち」を実現するため、「第1次男女共同参画推進計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

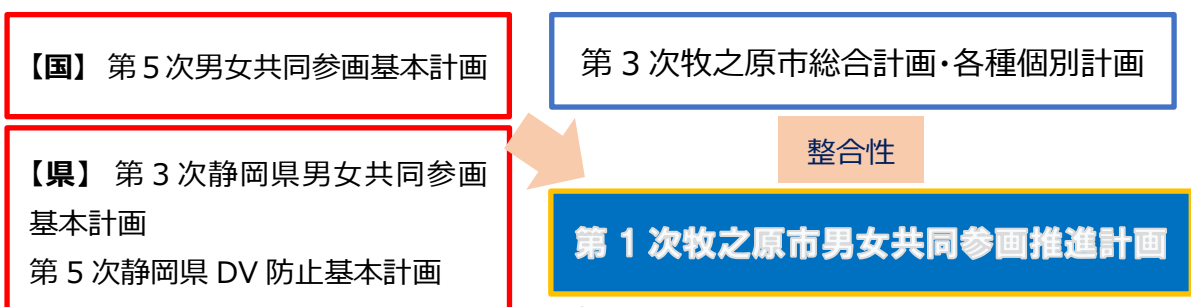
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する、市町村男女共同参画計画であり、牧之原市における男女共同参画社会の形成の促進のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次男女共同参画基本計画」、「第5次DV防止基本計画」との整合性に配慮したものとしています。

本計画の基本理念2の項目を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画（DV防止基本計画）」に位置付けます。

本計画の基本理念3・4の項目を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置付けます。

本計画は、第3次牧之原市総合計画をはじめ、他の関連計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和10年度（2028）までの5年間とし、必要に応じて適宜見直しを行います。

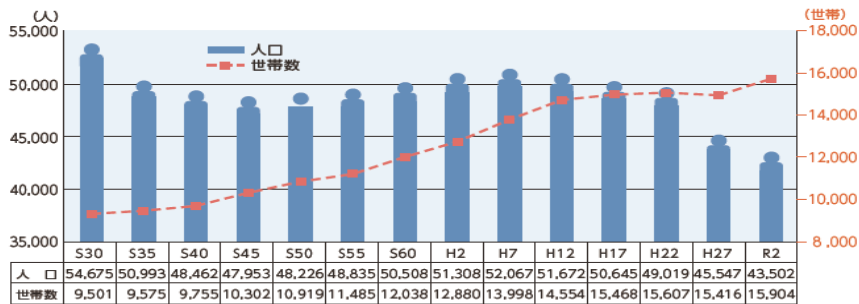
4 牧之原市の現状と課題

牧之原市の総人口は、令和5年10月1日現在43,228人（うち外国人2,517人）、男性21,481人、女性21,747人となっています。

人口世帯数の推移では、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。市民意識調査における定住意向を見ると、30歳未満の若者が極端に低い傾向であり、全国的な動向と同じように少子高齢化が市の課題となっています。

① 人口世帯数の推移

- ・当市の人口は、昭和45年から平成7年まで増加していましたが、平成12年から減少に転じ、令和2年の国勢調査時には43,502人まで減少しています。
- ・令和5年2月1日の人口（静岡県推計人口）は、42,098人です。

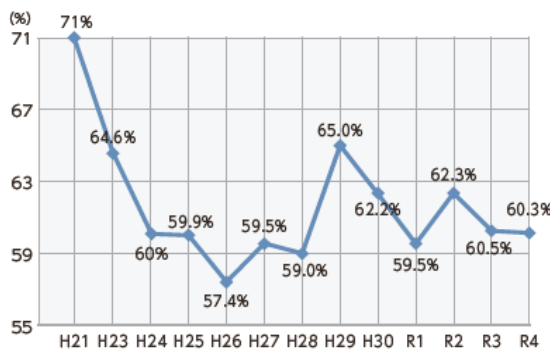


※年齢不詳は、各区分に含まれない。

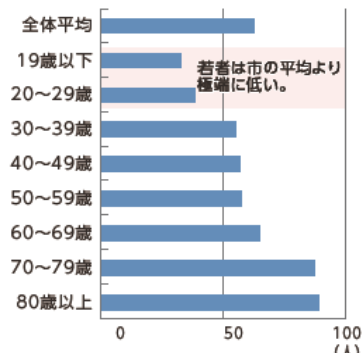
出典：令和2年国勢調査

① 市民の定住意向

- ・市民1,400人を無作為抽出したアンケート調査を毎年実施しています。
- ・調査項目中の「今の場所に今後も住み続けたいか」に対し、「住み続けたい」と答えた人の割合は、直近では約60%程度で横ばい傾向です。
- ・年齢別では、30歳未満の若者の定住意向が他の年代に比べて低くなっています。



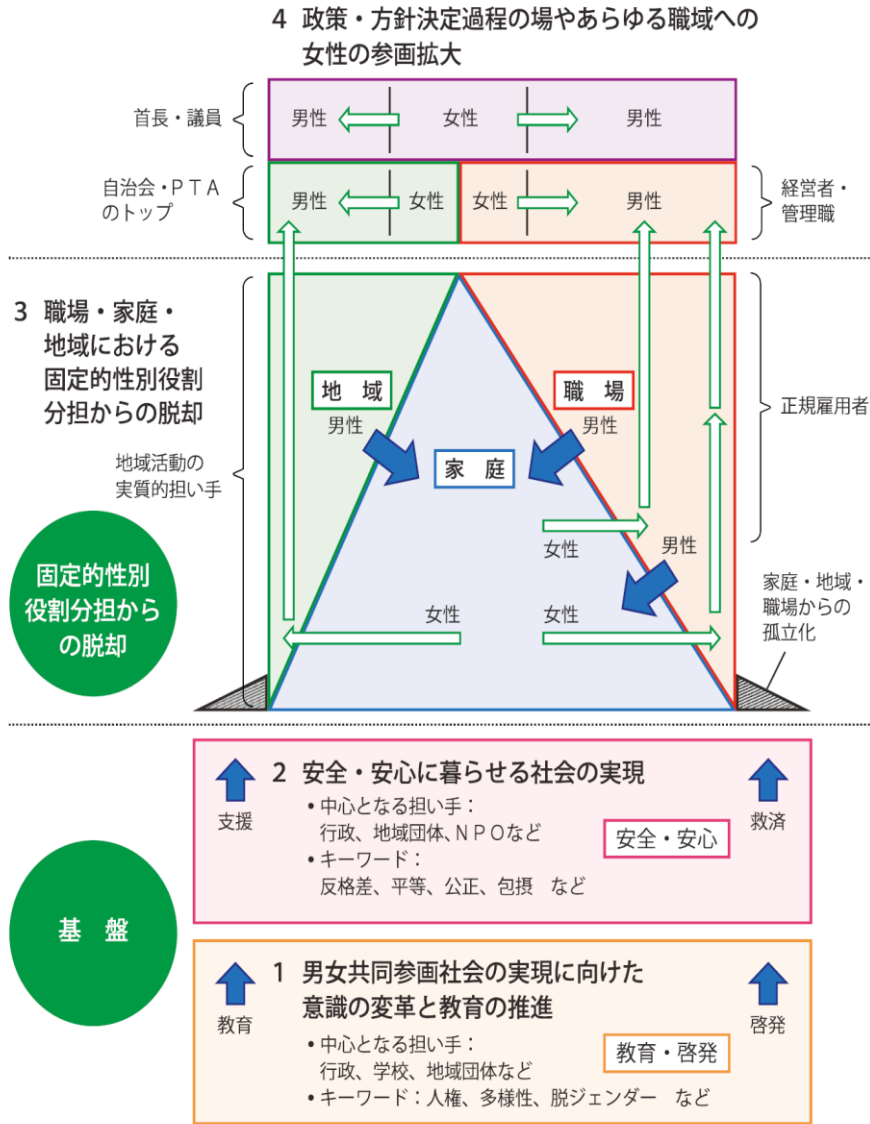
出典：総務省国勢調査



出典：令和4年市民意識調査

5 計画の概念図

計画の概念図



出典：第3次静岡県男女共同参画基本計画：「計画の概念図」

この図は、家を建てるイメージで、一番下の基盤部分に、1 教育と意識改革、2 安心・安全の担保があり、その上に家の本体として、3 職場・家庭・地域での固定的な性別役割分担からの脱却、男性の家庭への参画、孤立化への救済、最後に屋根の部分に、4 政策決定、あらゆる職域への女性の参画拡大があります。これらの4つの柱を計画の概念図として表し、同時に進めていく必要があります。

6 計画の体系

目指す姿 「誰もが誇りを持って自分らしく生きられるジェンダー平等のまち」

基本理念

基本方針



7 計画指標一覧

基本理念1:ジェンダー平等の実現に向けた意識の改革と教育の推進

NO	指標	基準値（現状値）	目標値
1	「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識に反対と回答した人の割合	R5年度：75% （R5男女共同参画アンケート）	R10年度 90%
2	社会全体で見た場合、男女が平等になっていると思うと回答した人の割合	R5年度：16% （R5男女共同参画アンケート）	R10年度 40%

基本理念2:誰もが安心安全に暮らせる社会の実現

NO	指標	基準値（現状値）	目標値
3	1年以内にDV、セクハラ、マタハラについて、経験したり、身近で見聞きしたことがある人の割合	R5年度：40% （R5男女共同参画アンケート）	R10年度 20%
4	牧之原市は女性が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合	R5年度：15.4% （R5市民意識調査）	R10年度 40%

基本理念3:職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却

NO	指標	基準値（現状値）	目標値
5	家庭における育児・介護の役割を担う男女の割合が同程度と思ふ人の割合	R5年度：25% （R5男女共同参画アンケート）	R10年度 40%
6	牧之原市は子どもを育てやすい環境だと思ふ人の割合	R5年度：28.9% （R5市民意識調査）	R10年度 40%

基本理念4:政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大

NO	指標	基準値（現状値）	目標値
7	審議会等委員に占める女性の割合	R4年度：23.2% （R4.4.1 現在静岡県調査）	R10年度 30%
8	国勢調査 就業状態等基本集計による管理職の女性の割合	12.7%（51人/403人） （R2 国勢調査）	R10年度 30%

第2章 計画の内容

1 基本理念

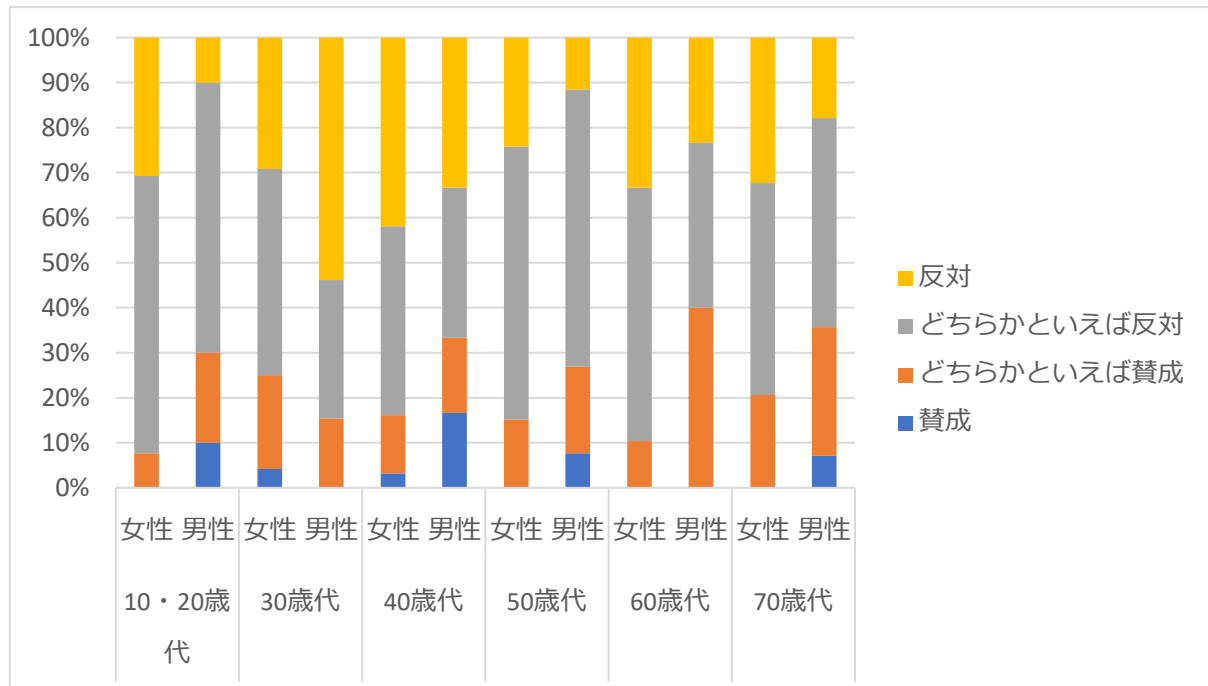
ジェンダー平等の実現に向けた意識の変革と教育の推進

【1】 基本方針 固定的性別役割分担意識からの脱却

【現状と課題】

アンケート結果において、「男は仕事、女は家庭」という、性別による固定的な考え方について、「反対、どちらかといえば反対」を合わせると75%に上ります。しかし、実際の生活の中では、学校教育を除く、家庭、職場、地域、政治、社会通念・慣習すべての分野において、「男性が優遇されている」というと感じている人の割合が高く、固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要であることがわかります。

【問】「男は仕事、女は家事・育児」というような男女の役割を固定的な性別役割分担意識について、どのように思いますか。



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

施策 1 ジェンダー平等に関する生涯学習機会の提供

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
1-1	男女共同参画に関する意識の醸成と環境づくり	固定的な性別役割分担意識からの脱却を図るために、ジェンダー平等に係る学習の場として、セミナー、出前講座等を開催する。	地域振興課
1-2	男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供	市内女性団体と連携し、男女共同参画の視点に立った講演会（男（ひと）と女（ひと）のフォーラム）等を開催する。	社会教育課

施策 2 ジェンダー平等に関する情報の収集および提供

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
2-1	男女共同参画推進のための情報収集、情報提供	男女共同参画推進に係るデータの収集と、市ホームページ、SNS等を活用した効果的な情報提供、情報発信を行う。	地域振興課
2-2	図書館における男女共同参画の情報発信、啓発	市立図書館において、男女共同参画、ジェンダー平等に関する情報提供コーナーの設置と図書の紹介を実施する。	社会教育課



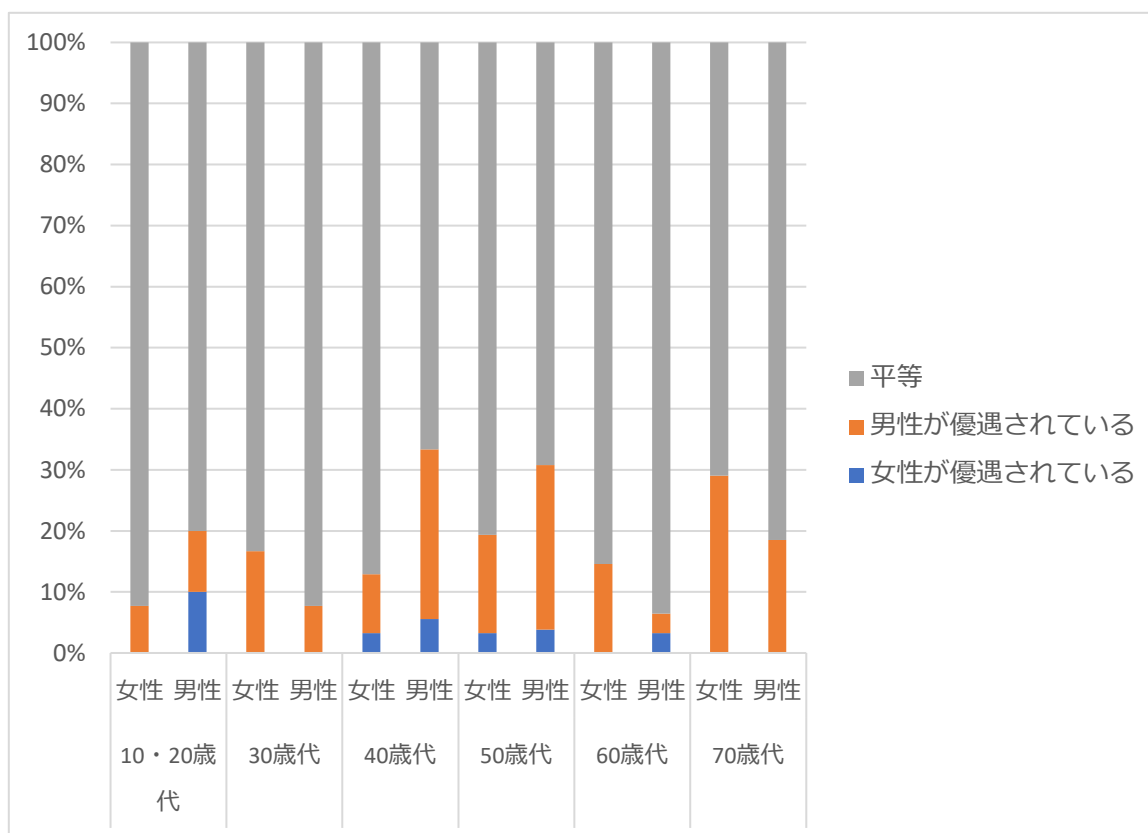
【2】基本方針 学校におけるジェンダー平等教育・学習の充実

【現状と課題】

アンケート調査において、小中学校においては、「男女平等である」という意見が多くを占めていますが、高等学校以降において、進路選択、就職活動では、まだジェンダー平等が進んでいるとはいえません。このような意識や固定観念は、幼少期から長年にわたり形成されるものであるため、人権の尊重、ジェンダー平等の重要性を幼少時から意識啓発していくことが重要です。

また、学校教育の場において、包括的性教育を推進し、性の尊重、性差を理解し、高め合える人間関係を築くことの重要性を学習することが必要です。

【問】あなたは、「学校教育」の分野で男女が平等だと思いますか。



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

施策3 人権尊重・ジェンダー平等を啓発する学校教育の推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
3-1	性差にとらわれず多様な選択ができる進路指導、就職指導	進路指導、就職指導において、性差にとらわれない指導を実施する。職業体験では、生徒が将来性差にとらわれず希望する職業を選択できるようにする。	学校教育課
3-2	教育の場における人権尊重に関する教育の充実	各校で「人権の手引き」を活用した職員研修会を実施する。常に人権教育を教育活動に取り入れるよう事例研究等を行い、指導者としての資質の向上を図る。	学校教育課

施策4 包括的性教育の推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
4-1	小中学校における性教育・性の尊重に関する学習機会の提供、知識の啓発	小中学校における性に関する指導において、思春期の体と心の性差を理解し、互いの性のあり方を尊重し合える人間関係、ジェンダー平等、性の多様性などについて幅広く考える場を設ける。	学校教育課
4-2	妊娠・出産のための健康づくり、人生設計に関する知識の普及	将来の妊娠・出産のための健康づくりや身体管理に関する正しい知識を持ち、将来の人生設計をイメージできるよう、学習機会を提供する。	学校教育課 健康推進課

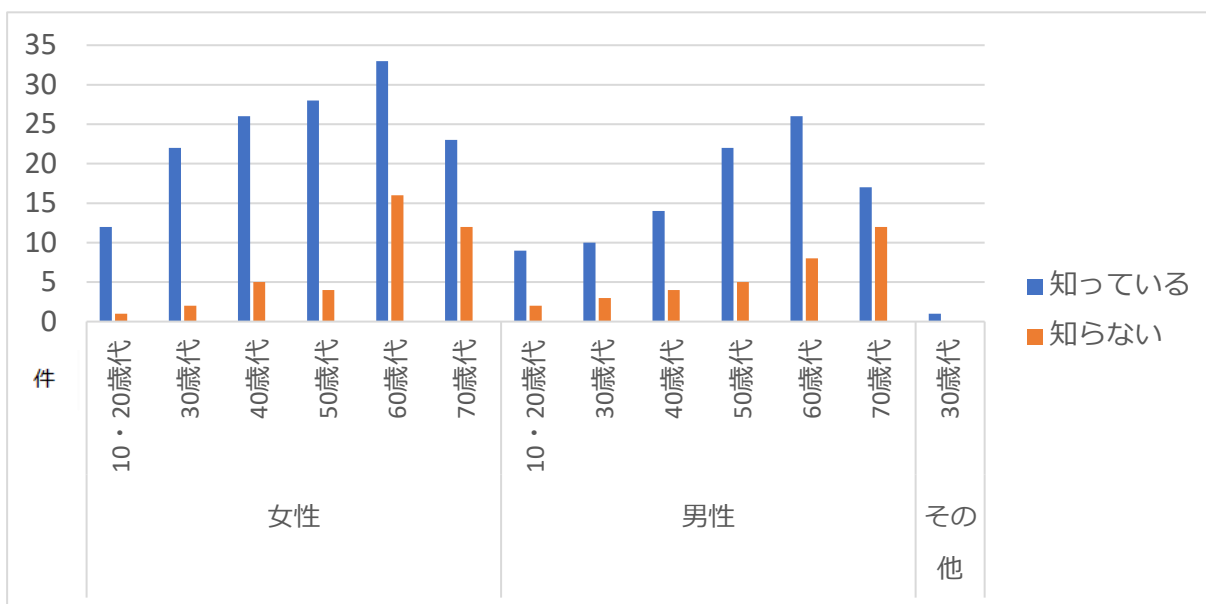
【3】基本方針

ジェンダー平等に関する人権尊重・性の多様性理解の促進

【現状と課題】

近年、性の多様性理解、性的マイノリティへの理解が社会全体で進んでいますが、気付いていなくても、一人一人が自分の周りにも性的マイノリティで悩んでいる人がいることを意識する必要があります。差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会の実現と、行政の環境整備において、配慮ある対応が求められています。

【問】あなたは、「LGBTQ」という言葉を知っていますか。



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

静岡県パートナーシップ宣誓制度 2023年3月1日スタート

お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情で婚姻の届出をしない、できないカップルの気持ちを尊重し、生きづらさや困りごとが少しでも解消され、誰もが人生のパートナーと安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。

制度の詳細：静岡県「ふじのくにレインボーページ」



施策5 ジェンダー平等・人権尊重に基づく啓発と情報の発信

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
5-1	人権尊重関連事業の開催	地域の子どもは地域で育てるという市民意識の高揚を図り、性別を問わずすべての市民が、青少年の非行の防止、いじめや虐待、差別のない明るい家庭、学校、地域社会を構築することを目的とし、「市民のつどい」を開催する。	社会教育課 市民課 社会福祉課
5-2	人権相談、人権尊重に関する啓発	ジェンダー平等の視点を盛り込んだ、人権擁護委員による、市内での人権啓発活動や人権相談、保育園等での人権教室等を実施する。	市民課

施策6 多様な性のあり方に関する教育および啓発の充実

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
6-1	市窓口における多様な性に対する配慮	静岡県パートナーシップ宣誓制度の理解促進をすすめ、市内の行政サービスにおいて、性別の取り扱い等に配慮ある対応を行う。	地域振興課・ 市民課・ 関係各課
6-2	多様な性のあり方の尊重	性の多様性に関する理解促進と、相談窓口の周知を行うとともに、学習機会の提供や情報発信を行う。	地域振興課 福祉相談課



《性の多様性理解について》 ～ 一人一人の性は多様 ～

性は、その人らしさや生き方に関わる概念であり、多様な要素があります。個性や違いを受け入れ、認め合うためにそれらを知っておくことが大切です。

▽生物学的な性(からだの性／ Sex)

体つきや性遺伝子等による生物学的な特徴から、戸籍などに記載された性別のこと。

▽性自認(こころの性／ Gender Identity)

自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと。

▽性的指向(好きになる性／ Sexual Orientation)

どの性別の人を好きになるか、恋愛感情や性的な関心が向かう性別を表す言葉。

▽社会的・文化的な性(ジェンダー／Gender)

社会によってつくられた性差のこと。文化によって分け方に違いがある。

「LGBT」とは、これまでの性の在り方にとらわれない人々(性的マイノリティー)を表す言葉の1つです。

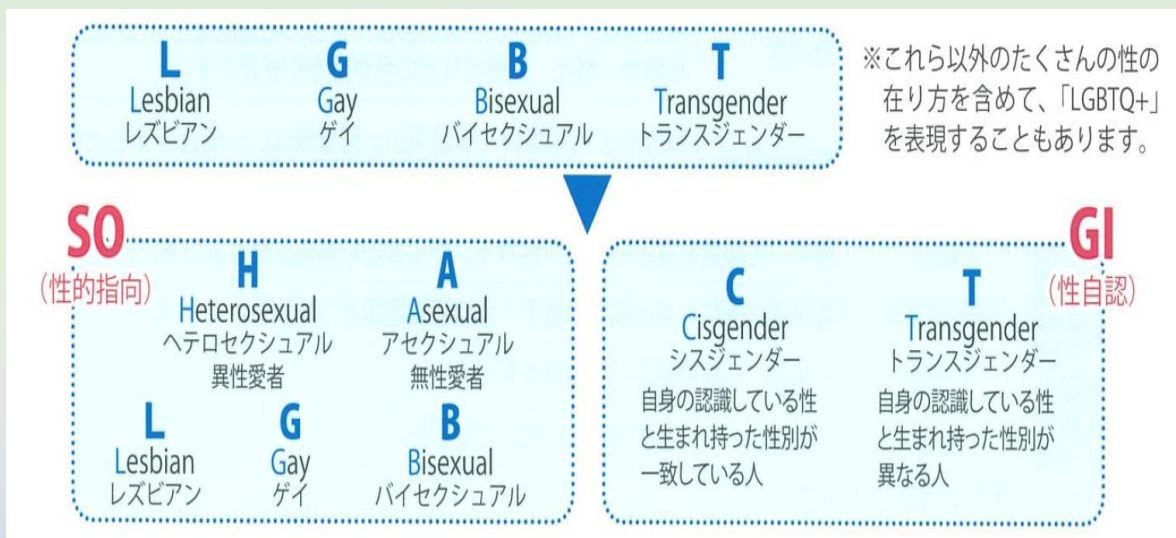
これまで、性は身体の特徴から判断される「男」と「女」の2つという考え方が一般的でした。しかし、性の在り方はもっと多様で、グラデーションのように境目がなく、個人によって様々といわれています。下記以外にも、様々な性のかたちがあります。

さらに広がりを示す意味で、+(プラス)を付け「LGBTQ+」などと表現する場合があります。

「SOGI」は、あらゆる人の性的指向と性自認を尊重するためにつくられた言葉です。

LGBT から SOGI へという世界的な流れには、性的マイノリティを含む全ての人の性のあり方が尊重されるべきである、という考え方が含まれています。

大切なことは、多様な性について知り、一人一人の性のあり方を尊重することです。



2 基本理念

【DV 防止基本計画】

誰もが安心安全に暮らせる社会の実現

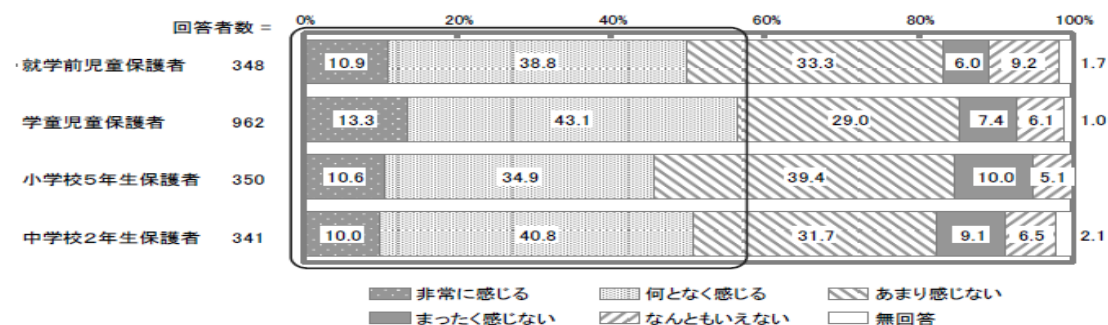
【4】基本方針 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

社会経済情勢の変化の中で、社会的に弱い立場にある人が、生活上の困難に直面しています。ひとり親家庭、高齢者、障がいのある人、外国籍住民、生活困窮者等、生きづらさを感じている人に対し、適切な支援を受けられる仕組みが必要です。

そのためには、相談しやすい環境の整備と、各種支援の充実を図るとともに、困難な状況に置かれることを防ぐ予防的な取組を推進する必要があります。

① 子育てについての不安や負担感について



出典：第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査

施策7 ひとり親家庭等への支援

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
7-1	ひとり親家庭等への各種福祉制度の活用等による生活支援	児童扶養手当、就学援助費等の支給、子どもの学習支援、食料支援等、子どもの健やかな成長と生活の安定を目指し、必要な支援を行う。	子ども子育て課・教育総務課・福祉相談課
7-2	ひとり親家庭が相談しやすい環境づくり、就労支援	ひとり親家庭が気軽に相談できる環境づくり、経済的な自立のための継続的な就業相談、就労支援を行う。	子ども子育て課・福祉相談課

施策8 貧困や孤立などさまざまな困難を抱える人への支援

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
8-1	家庭児童相談、女性相談の実施	育児不安、児童虐待、DV、非行など、さまざまな悩みを抱える方の相談、指導等支援体制の強化を図る。児童養育の適正化、家族関係の健全化など家庭児童福祉の向上を目指す。	福祉相談課・ 学校教育課・ 健康推進課
8-2	経済的困難を抱える家庭に対する自立支援	就労その他自立に関する継続的な相談支援、支援計画を作成する。生活困窮世帯の中学生・保護者に対する学習支援や生活相談の機会を提供し、フードバンク等を利用した、食料支援を行う。	福祉相談課
8-3	高齢者・障がい者等を抱える人への支援	性別による格差や偏りが生じないように十分に配慮しながら、高齢者や障害のある人、引きこもり傾向の人等の相談体制の整備や、社会参加及び生活支援を行う。	福祉相談課・ 社会福祉課・ 長寿介護課
8-4	外国籍住民への支援	男女共同参画の視点に立って、外国籍住民との相互理解を深め、地域の一員として共生できるよう支援を行う。また、外国籍住民の孤立化を防ぎ、生活全般について気軽に相談できる場を設ける。	福祉相談課・ 情報交流課・ 関係各課

「牧之原市パママ子育て だいじょうぶつく」

これから出産を迎える人から、お子さんが就職するまで、子育てに役立つ情報を集めた冊子。



「なやみの相談窓口」

家庭・子ども・若者・就労・健康・介護・障がい・生きるのがつらいときなど、相談窓口の一覧を紹介。



「外国籍住民の相談窓口」

日々の生活で困ったとき、わからないときの相談窓口を設置し、日々の生活に必要な情報を発信。



【5】基本方針 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

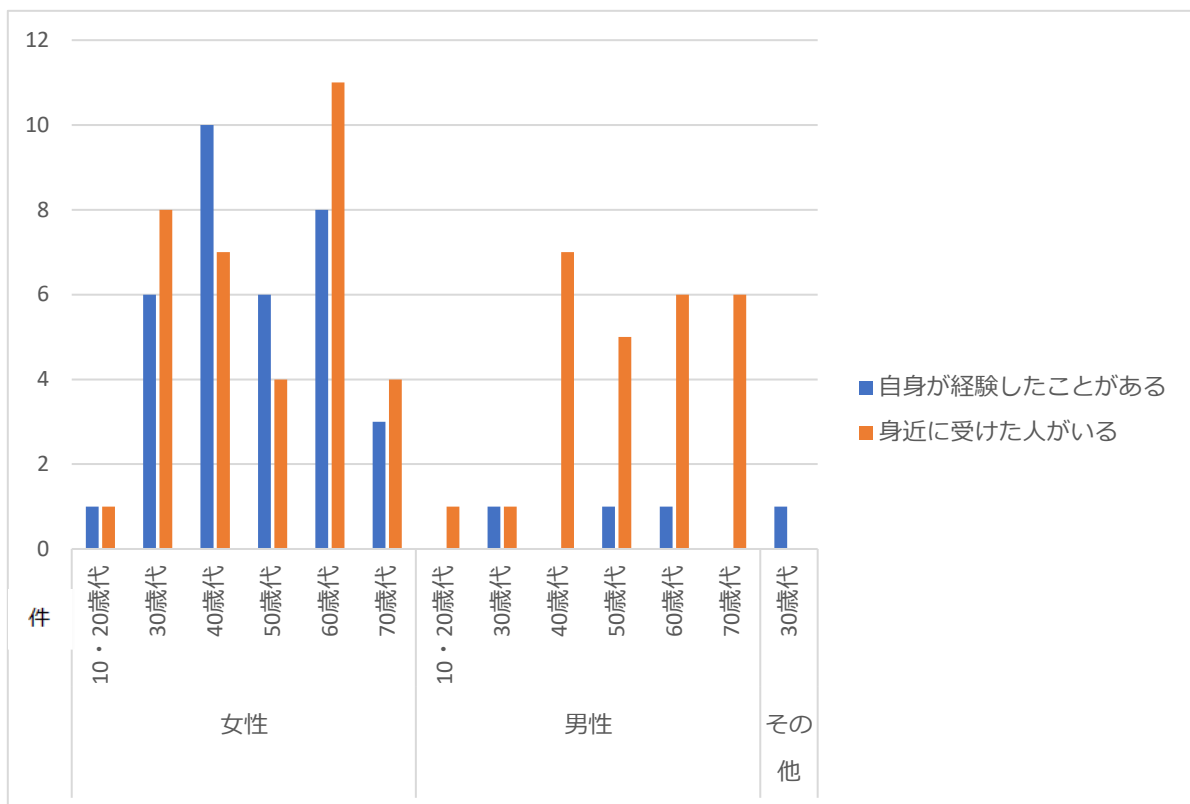
【現状と課題】

人権侵害であるDV、セクシャルハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて、経験したり、身近で見聞きしたことがある人が、年々増加しています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)と児童虐待は、同時に行われていることも多く、負の連鎖とならないよう、関係機関と連携を図り、被害者の保護を行う必要があります。

また、予防策として青少年に対し性犯罪の加害者、被害者にならないための教育と、あらゆる女性に対する暴力の根絶の啓発、相談体制の強化が重要です。

【問】「ドメスティック・バイオレンス (DV) 、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント」について、経験したこと、身近で見聞きしたことがありますか。



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

施策9 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶のための教育・啓発の

充実の環境の整備

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
9-1	女性に対する暴力防止に向けた啓発、防止対策の推進	中学校、成人式等でのDV防止の小冊子の配布、市施設への「女性への暴力をなくす月間」の横断幕の設置など、啓発活動を実施する。	福祉相談課・ 学校教育課
9-2	性の尊重意識の醸成、性犯罪の加害・被害防止	静岡県性暴力被害者支援センター（SORA）をはじめ関係機関と連携し、売春、ストーカー、ネット等の性犯罪の加害、被害の防止を図り、性の尊重意識の醸成を行う。	福祉相談課

施策10 被害者の支援、相談、連携体制の充実・強化

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
10-1	DV、児童虐待等の暴力による被害者の早期発見と相談体制の充実	関係機関と連携し、要保護・要支援児童、特定妊婦、DV等の早期発見、相談体制の充実を図る。	福祉相談課 健康推進課・ 学校教育課
10-2	DV、児童虐待等の保護、自立支援	要保護児童等対策地域協議会等により、関係機関との相互連携を図り、DV、児童虐待等の被害者の保護、安全な避難を行う。また、自立に向けた就労支援、子どもの学習支援等を行う。	福祉相談課・ 健康推進課・ 学校教育課

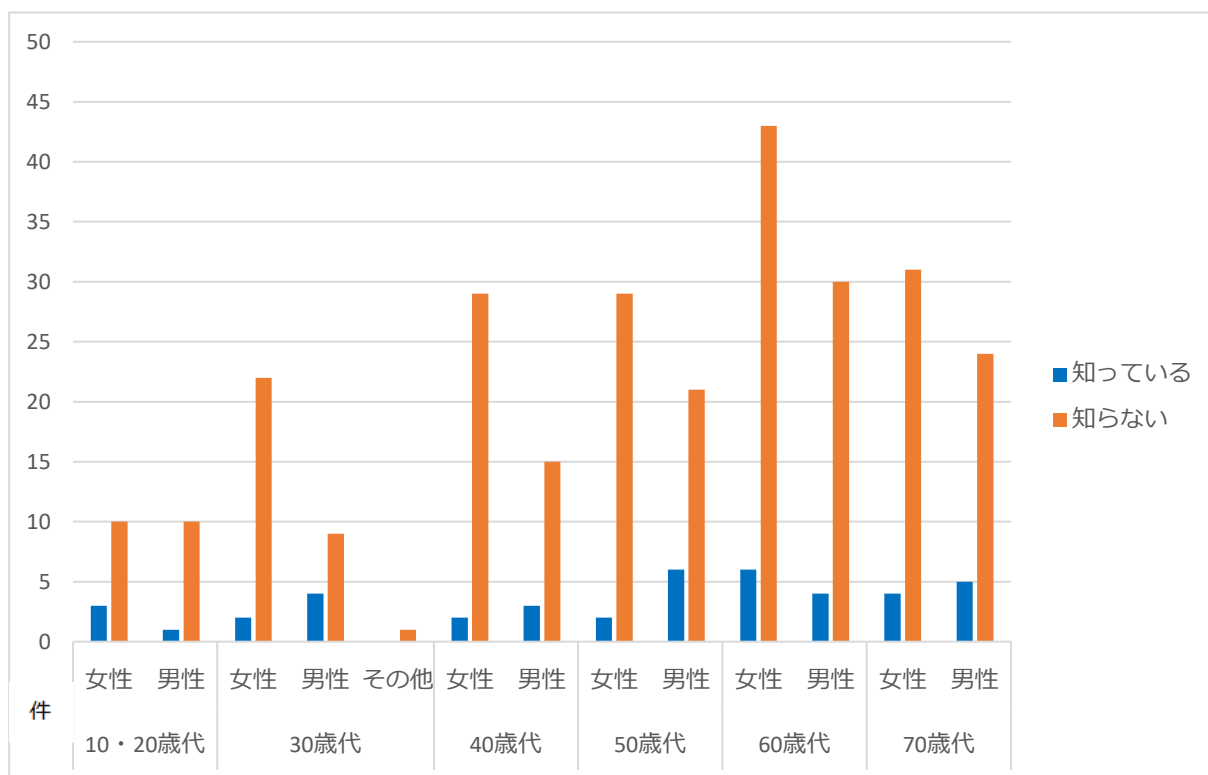


【6】基本方針 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の視点に 立った健康支援および権利の保障

【現状と課題】

生涯を通じた心と身体の健康づくりには、ライフステージ・性差ごとの支援が必要です。特に、女性は月経、出産、不妊、中絶、産前産後うつ等、男性とは異なる健康問題に直面することがあります。女性が自らの性と生殖について自己決定権を持ち、子どもを産む・産まないに関わらず、健康で安心して生活するため、思春期のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の理解と、プレコンセプションケアの推進をすすめます。

【問】あなたは、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉を知っていますか。



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

【用語解説】 *リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性や子どもを産むことについて、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

施策 11 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育および啓発の推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
11-1	思春期における性に対する知識の普及・啓発	中学生対象の思春期講座において、ライフデザインの尊重や性行為感染症、予期しない妊娠の防止のために、包括的な知識の普及・啓発を行う。	健康推進課 学校教育課
11-2	妊娠、出産、子育てにおける性の尊重と性教育の充実	未来のパパママ子育て学習において、妊娠、出産、子育てについて、妊婦、パパゲストの体験談、子どもとのふれあい体験を通じて、包括的にリプロダクティブヘルス/ライツの学びを深める。	健康推進課・ 学校教育課・ 福祉相談課 (支援センター)

施策 12 性差およびライフステージに合わせた健康支援

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
12-1	プレコンセプションケアの推進	思春期における、将来の妊娠のための健康を促す取組として、プレコンセプションケアの推進を啓発する。	健康推進課
12-2	生涯を通じた心と身体の健康づくり	女性の健康に特化した健康づくり推進事業（講演会、相談会）の実施、ライフステージ、性差に応じた心と体の健康支援をすすめる。	健康推進課



3 基本理念

【女性活躍推進計画】

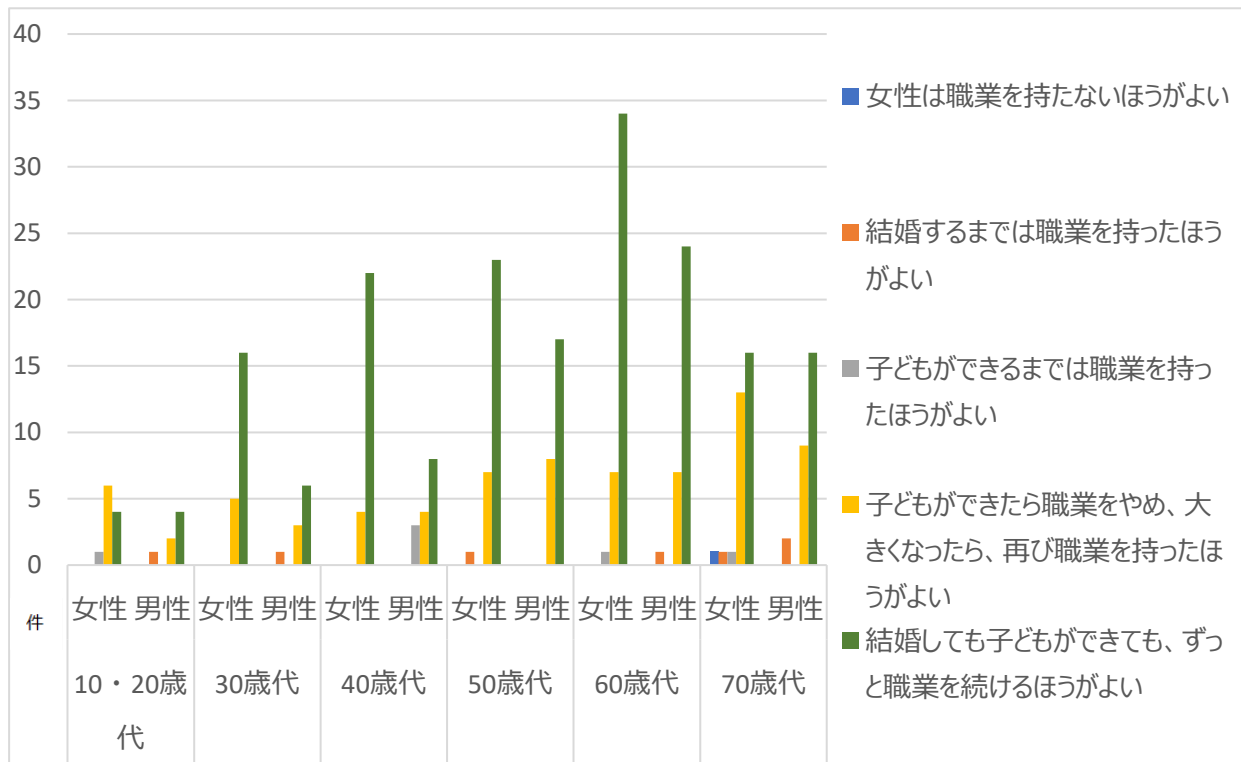
職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却

【7】基本方針 ジェンダー平等の視点に立ったワーク・ライフ・バランスの実現

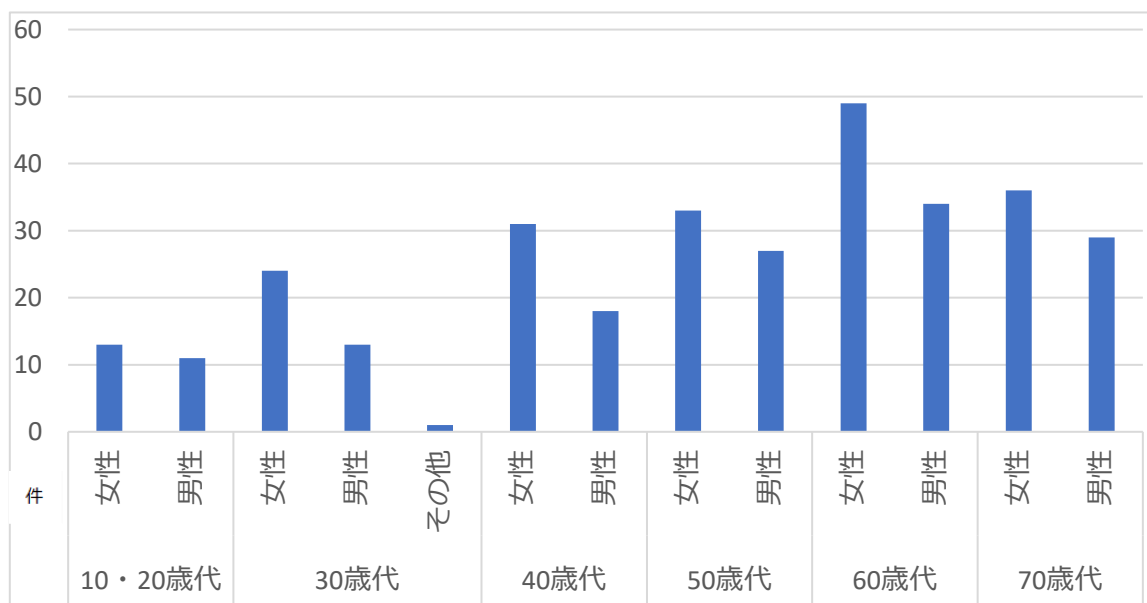
【現状と課題】

現状、共働き世帯が増加し続けていますが、女性の家事、育児にかかる時間はまだ圧倒的に多い状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現を阻害する要因には、男性が仕事と家庭生活の両方を優先したくても、仕事の優先を強いられている男性中心型労働慣行があります。ジェンダー平等の視点を持った職場を実現させるために、働き方改革、男性の家事育児への参画、経営者の意識改革が必要です。

【問 12】あなたは、女性が職業を持つことについて、どう考えますか。



【問 15】 あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような取り組みが必要だと感じますか？（男性の家事・育児参画の促進と回答したもの）



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

施策 13 ジェンダー平等の視点を持つための経営者・管理職・従業員の意識改革の推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
13-1	女性の働きやすい職場環境づくり推進事業	行政、企業、民間団体等が連携して、女性が働きやすい職場環境づくりに関する課題や取組内容を共有するとともに、企業、事業所に対して、厚生労働省等の認証の周知と取得促進を図る。	企画政策課・健康推進課
13-2	ワーク・ライフ・バランスの実現の意識啓発	企業経営者・管理職・従業員それぞれに向けて、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、家事、子育て、介護などの家庭生活と仕事を両立していくための意識啓発を行う。	地域振興課

施策 14 働き方の見直しと多様で柔軟な働き方への支援

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
14-1	女性の趣味や特技を生かした新しい働き方の促進	女性の趣味や特技を活かしたスモールビジネスの実施を支援する「月3万円ビジネス」を導入し、女性の希望する働き方の実現を目指す。	企画政策課
14-2	働きやすい職場環境づくりの促進（市役所）	子育てや介護など職員の家庭事情に応じ、休暇等の制度周知、在宅勤務の活用を進め、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境の実現を図る。	総務課

施策 15 男性の家事、子育て、介護への参画推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
15-1	市役所職員の子育て・介護支援事業（市役所）	所属長と職員への「仕事と子育て・介護の両立」の理解促進、男性職員への育児・介護休暇制度の周知と育児休業の積極的な取得促進、子育て中職員への時間外制限、業務等の配慮の徹底など、男女ともに育児、介護中の職員への支援をする。	総務課
15-2	男性の家事、子育て、介護への主体的な参画の推進	男性の家事・育児への参加の意欲を高めるため、両親学級、子育て支援教室において、家事・子育てへの参画と思いやりの大切さについての理解を促進する。 男性の家事、子育て、介護への主体的な参画が図られるよう、中小企業等に対して育児休業の取得の促進、就業環境の整備への支援を行う。	健康推進課・ 福祉相談課 (子育て支援センター)・ 長寿介護課・ 商工企業課

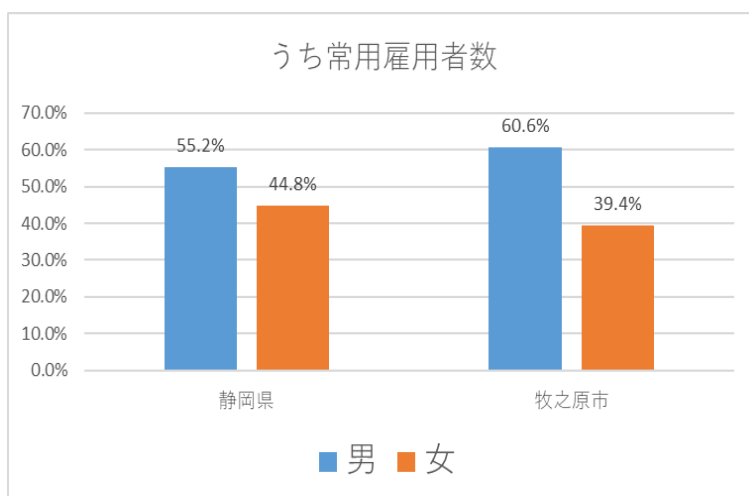
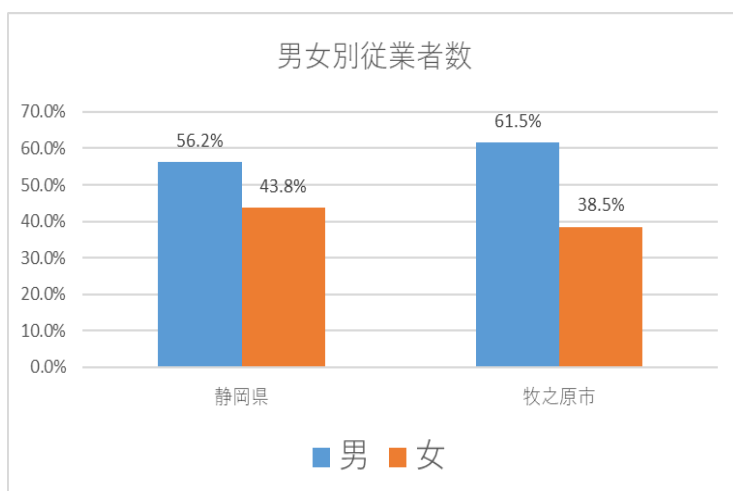
【8】基本方針 地域・家庭・職場の連携によるジェンダー平等の推進

【現状と課題】

誰もが充実した家庭生活を送り、活力ある地域社会を持続するためには、家庭での役割分担の見直し、地域活動への女性の参画が必要です。いわゆる M 字カーブといわれ、女性が結婚・出産のタイミングで退職し、育児が落ち着く頃、再就職するなど、介護や育児のために退職することは、キャリア形成、生涯賃金等にも影響します。

常用雇用者数の割合も女性は男性に比べて低く、就労支援、起業支援など、女性が活躍するための労働の場における意識改革と社会的な支援が必要です。

男女別従業者数及び常用雇用者数



出典：H28 経済センサス活動調査データ

施策 16 女性の就労支援と起業支援

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
16-1	女性の起業、就労への支援	中小企業等における経営改善、創業支援に対応する相談窓口（ビジネスサポートデスク）を設置するとともに、女性の起業・就労支援のため情報提供を行う。	商工企業課
16-2	農林水産業における女性活躍推進	第1次産業における、家族経営協定締結の促進、女性が働きやすい環境づくり、新規就農者の支援を行う。	お茶特産課

施策 17 労働の場における男女の機会均等および公正な待遇の確保の推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
17-1	雇用における男女の均等な機会の確保	中小企業等に対し女性活躍推進法の周知を徹底するとともに、その推進に関する啓発機会を拡充して、雇用における男女均等待遇の着実な実行を促す。	商工企業課
17-2	事業所における男性中心型労働慣行の改革	男性中心型労働慣行の見直しを着実に実行し、働きやすい職場環境の整備、男女の公正な待遇の確保を進めるため、中小企業に専門家を派遣し、事業所の実情に応じた取り組みを支援する。	商工企業課



施策 18 多様なニーズに対応した子育てや介護等の社会的支援体制の充実

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
18-1	切れ目ない子育て支援・相談体制の充実	乳幼児健診、家庭訪問、療育支援、発達や育児不安などの健康相談等、臨床心理士、保健師などの専門職を配置し、切れ目のない子育て支援体制の充実を図る。	健康推進課・子ども子育て課・福祉相談課
18-2	高齢者、その家族のニーズに対応した介護相談	高齢者等の様々な相談に対応し、男女共同参画の視点から適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的なフォローを行う。	長寿介護課（地域包括支援センター）・福祉相談課

施策 19 多様なハラスメント防止対策の推進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
19	多様なハラスメント防止の意識啓発	パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント等多様なハラスメント防止、相談窓口の周知を行う。	地域振興課



4

基本理念

【女性活躍推進計画】

政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大

【9】基本方針

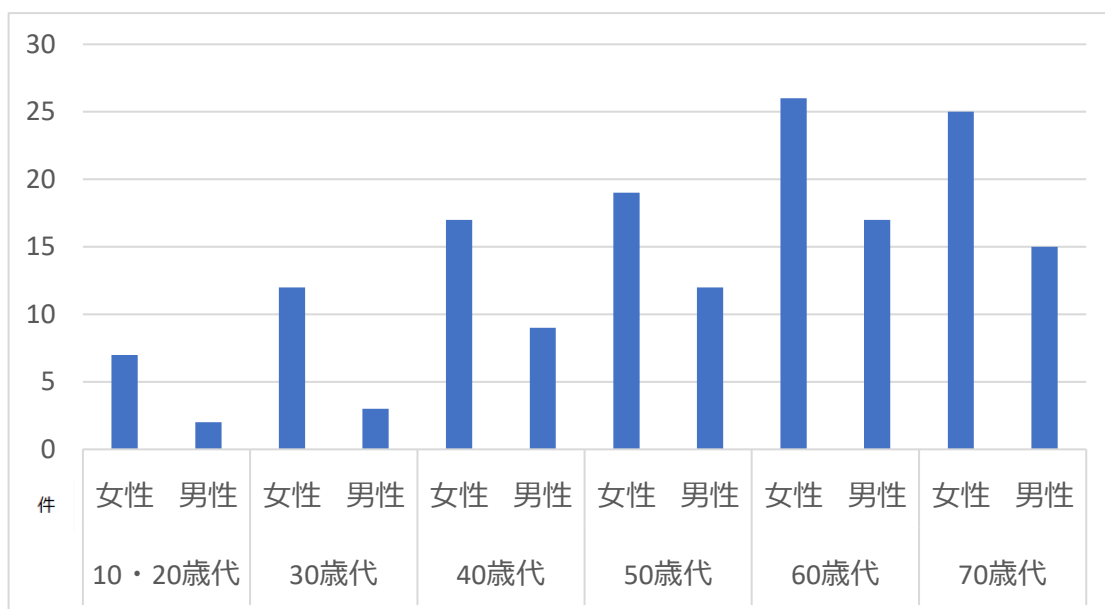
職場の管理職・政治等の分野における女性登用の促進

【現状と課題】

現状、当市において意思決定を行う職場の管理職、政治、審議会委員等への女性の登用は、県内でも低い水準です。女性の活躍を進めるためには、企業、職場における女性のキャリア形成への支援、女性が能力を発揮しやすい環境づくり、方針決定の場への女性の参画拡大を進める必要があります。

【問】現状、意思決定を行う管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない状況にあります
が、その理由は何だと考えますか。

⇒「管理職には責任、長時間労働など負担が大きいから」と回答した人数



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

施策 20 市政、審議会等への女性の登用促進

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
20	審議会委員における女性登用の促進	審議会委員の女性比率を高め、政策、方針決定の場における女性の参画を拡大し、各分野において女性の意見が取り入れられるよう周知する。	地域振興課

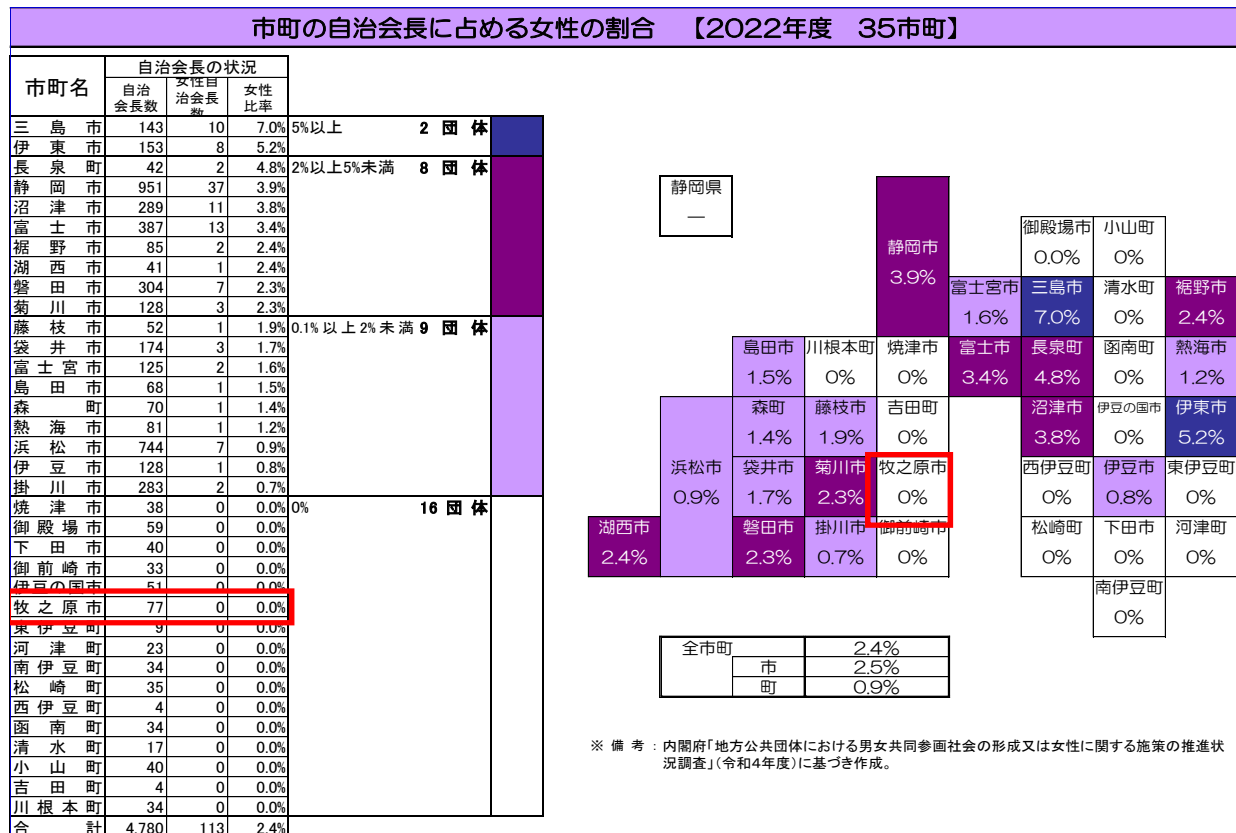
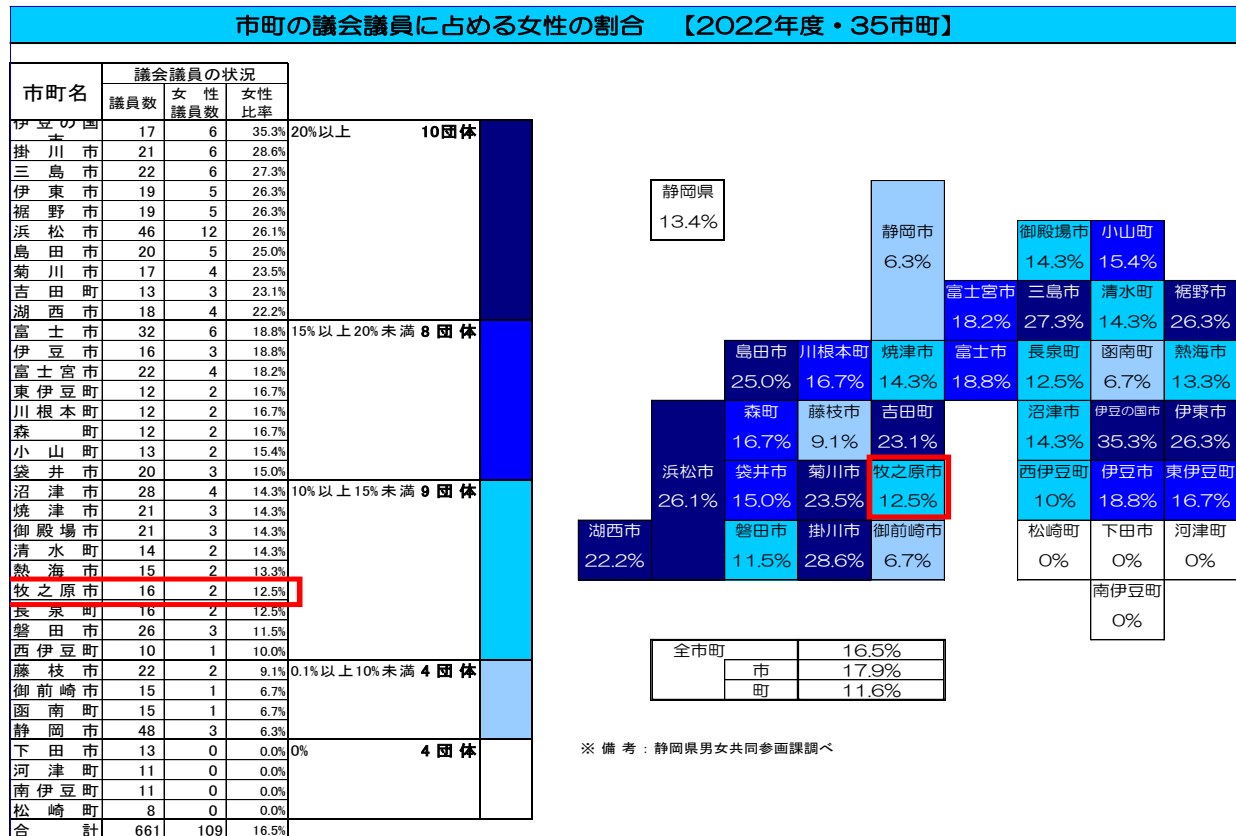
施策 21 職場における女性のキャリア形成および能力発揮への支援

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
21-1	女性が能力を発揮できる就業支援・管理職登用支援	労働者向けの就業支援窓口の周知と、中小企業等における女性の管理職登用を積極的に支援する。	商工企業課
21-2	女性職員の管理職・監督職登用の推進（市役所）	女性職員の登用に対する不安要素解消のための研修、管理職・監督職の女性先輩職員と若手職員の意見交換会など、女性職員が今後自分の目指す道筋のイメージを持てるよう支援する。	総務課



静岡県市町女性の参画マップ



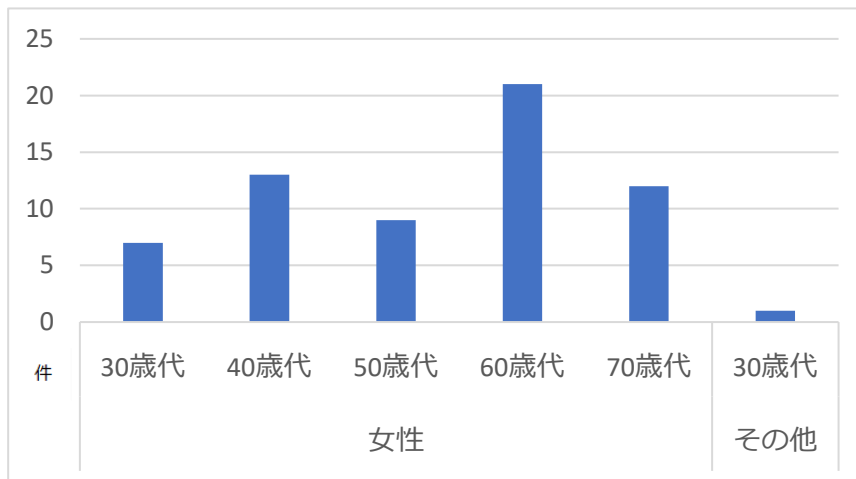
(R4.4.1 基準日) 静岡県暮らし環境部県民生活局男女共同参画課

【10】基本方針 地域活動におけるジェンダー平等の推進

【現状と課題】

当市における自治会長、PTA 会長等への女性の参画は低い状況です。特に近年、地域活動における男女共同参画の視点は重要視されており、防災分野、地域活動において、方針決定の場における女性の参画と、地域全体の意識改革をすすめていく必要があります。

【問 17】 よく参加する地域活動はありますか。（自治会活動と回答したもの）



出典：牧之原市男女共同参画に関するアンケート

施策 22 自治会活動等への女性の参画拡大

【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
22	自治会役員、PTA 役員等への女性登用促進の啓発	方針決定の場における男女共同参画の必要性について情報提供を行い、地域における女性活躍の意義への理解促進、自治会長、PTA 会長等への女性登用の促進について啓発を行う。	地域振興課

施策 23 ジェンダー平等・多様性への配慮の視点に立った防災活動の推進

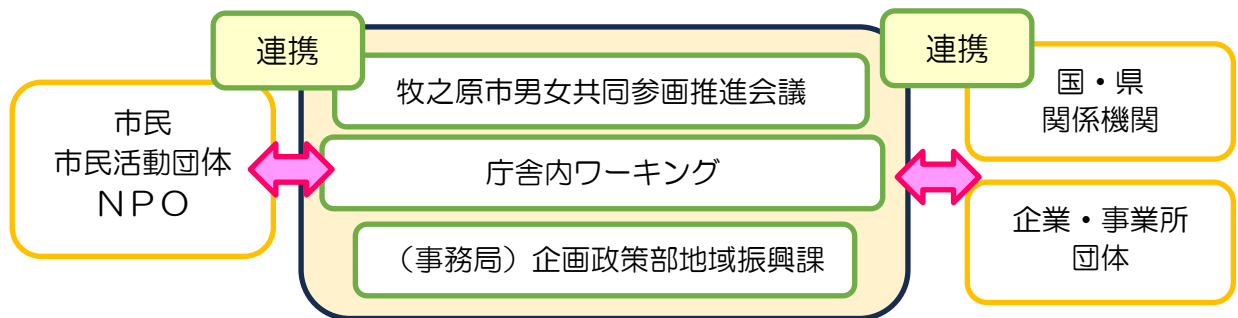
【事業と取組】

NO	事業名	事業内容	担当課
23-1	ジェンダー平等への配慮の視点に立った防災活動の実践	ジェンダー平等と多様性への配慮の視点を取り入れ、防災・復興ガイドラインや、女性消防隊による災害時の備えを学ぶハンドブック等を活用し、誰もが安心出来る避難所運営の体制づくりをすすめる。	危機管理課 地域振興課
23-2	地域における防災分野への女性の参画拡大	地域で活躍する女性防災指導員の養成、自主防災組織への女性参画の促進を行う。	危機管理課 地域振興課



第3章 計画の推進体制

1. 計画を推進する体制整備



(1) 男女共同参画推進会議

・男女共同参画社会の実現を目指し、計画的、効果的な施策を推進するため組織され、本計画をはじめ、男女共同参画に関する施策の推進について、協議を行う。

(2) 庁内推進体制（ワーキンググループ）

・庁舎内の各分野において、課題を共有し、横断的な連携、協力体制を構築し、実効性のある計画の策定、施策の推進を行う。

(3) 関係機関との連携

・男女共同参画の総合的な推進のため、国・県・関係機関との情報交換に努め、情報を把握するとともに、連携、協力をを行い、各施策の推進を図る。

2. 市民参加による推進

・市は、「対話による協働のまちづくり」に基づき、各部署において市民、関係者の意見を聞くとともに、社会情勢や制度の変化にも柔軟に対応し、実効性のある計画の推進を図る。

・市民の役割として、職場、学校、地域、家庭等において人権を尊重するとともに、ジェンダー平等の意識を高めるため、啓発セミナーなどへの参加に努めるものとする。

・事業所、自治会の役割として、性別によらず誰もが平等に活躍できる環境づくりに努めるものとする。

3. 進捗状況の評価

・市民意識調査、アンケート調査等により、各担当部局において事業に対する自己評価をするとともに、男女共同参画推進会議において、委員、ワーキング委員とともに事業評価をしながら、計画の推進を図る。

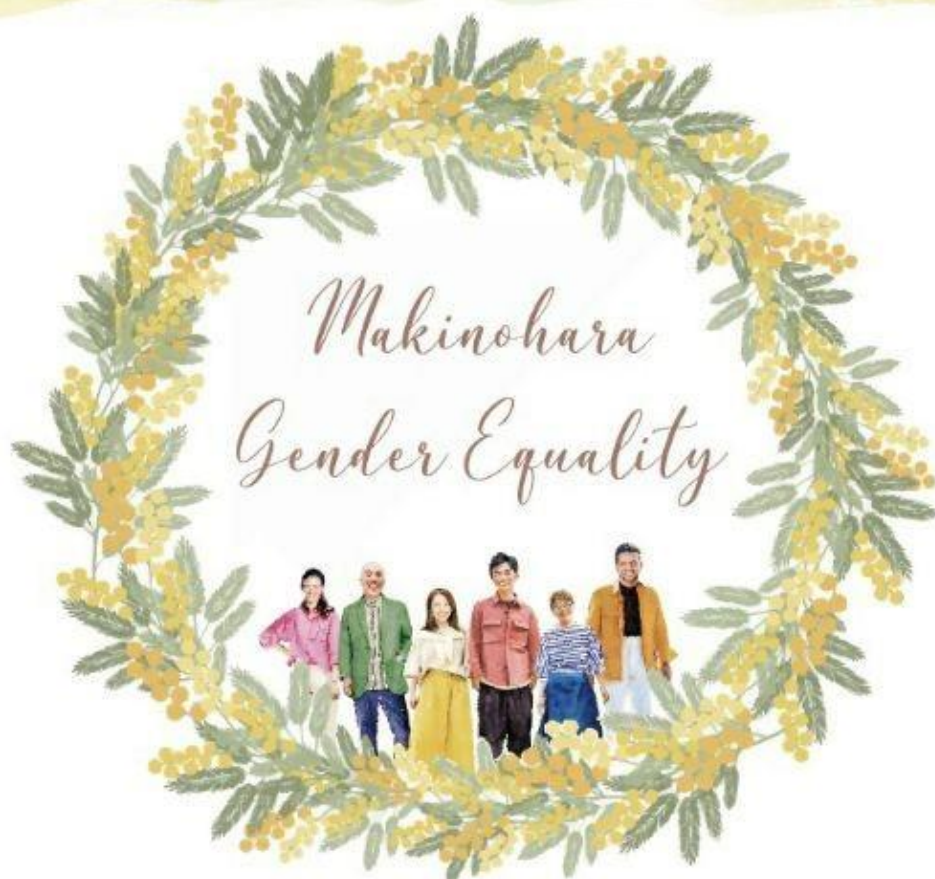
○用語解説

あ行	アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込みや偏見」と訳され、自分の経験や育った環境により、自分でも気づかないうちに持つようになった、「この人は〇〇だからこうだろう」「ふつう〇〇だからこうだろう」という物事の見方や考え方のゆがみ、偏りのことを指す。
	M字カーブ	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。
か行	キャリア形成	仕事を通じて経験やスキルなどを蓄積して自己実現を図っていくプロセス。
	固定的性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。
	ジェンダー（社会的性別）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
	ジェンダー平等	男女、あらゆるジェンダー間で、格差がない社会。一人一人の人間が性別にかかわらず、対等な立場で、政治、職場、家庭等、様々な分野に参画し、責任や権利、機会を分かち合うこと。
さ行	ストーカー	同一の者に対峙きまとい等を反復して行い、その相手方に、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害されている、または行動の自由が著しく害されているという不安を覚えさせること。

	性差	男性と女性の性的な差異の事。 生物学的な性差を、セックス、社会的・文化的な性差を、ジェンダーという。
	性的マイノリティ *P13 参照	L G B Tといわれる、レズビアン／Lesbian（女性同性愛者）、ゲイ／Gay（男性同性愛者）、バイセクシュアル／Bisexual（両性愛者）、トランスジェンダー／Transgender（生まれた時に割り当てられた法律的・社会的な性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、様々な性のあり方を持っている人々の総称のこと。
	セクシュアル・ハラスメント	性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為のこと。 身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。
た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	多様性（ダイバーシティ）	人種、年齢、性別、キャリア、価値観などさまざまな違いを持った人々が組織において共存している状態を示し、国際的に重要視されている。
	ダブルケア	晩婚化、出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化により、家族や親族などの介護と育児の複数のケアが同時期に発生する状態のこと。
	男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功序列的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の働き方を前提とする労働慣行のこと。
	D V（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者等の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力的行為のこと。その中でも、交際相手からふるわれる暴力をデートD Vという。

は行	パートナーシップ宣誓制度 * P11 参照	お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度。
	働き方改革	少子高齢化に伴う労働力人口の減少を背景として、労働力不足の解消に必要な、働き手の増加、出生率の上昇等を図るうえで課題となる長時間労働、非正規と正社員の格差等の解決を図るもの。
	パタニティ・ハラスメント	男性が育児休業や育児短時間勤務などを希望して、育児に関わろうとしても、職場の上司等がそれを妨げる行為のこと。
	パワー・ハラスメント	職場などにおける、権力や地位を利用した嫌がらせのこと。
	ハラスメント	他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
	プレコンセプションケア	コンセプション（Conception：受胎）：おなかに新しい命を授かることをいう。 プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが将来のライフプランを考えながら、早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送り、日々の生活や健康と向き合うこと。
	包括的性教育	ユネスコが 2009 年作った性教育についての指針の中で、「コンプリヘンシブ・セクシュアリティ・エデュケーション」を 2017 年に翻訳した言葉。 身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育。
ま行	マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産をきっかけに女性に対して行われる精神的、肉体的な嫌がらせ行為。妊娠、出産を理由とした解雇や自主退職の強要、雇い止め、育児休業を認めない、妊娠しないことを雇用条件にするなども含む。
	モラル・ハラスメント	自覚の有無にかかわらず、身体的な暴力だけでなく、態度や言葉による精神的な嫌がらせ、迷惑行為。

ら行	ライフステージ	出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。
	ライフデザイン	自分の価値観に基づいて、人生の生き方の構想を描くこと。目的は、自分の幸せを実現することであり、そのためには、自分の価値観や夢を自覚することが大切である。
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス：性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。 リプロダクティブ・ライツ：自分の身体に関する自分を自分で決められる権利のこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	働く人が仕事上の責任を果たそうとするとき、仕事とその他の生活との両立を、自分の望むバランスで実現できる状態のこと。「生活」には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味、学習など様々な活動を含む。



デザインに使われている黄色の“ミモザ”の花は
3月8日国際女性デーのシンボルとして女性に贈られる花であり
花言葉は「感謝」「友情」「優雅」という意味があります。



第1次牧之原市男女共同参画推進計画 令和6年3月

発行・編集：牧之原市役所 企画政策部 地域振興課

〒421-0495 静岡県牧之原市静波 447 番地 1

電話：0548-23-0053 FAX：0548-23-0059

E-mail: chiiki@city.makinohara.lg.jp

表紙のイラストデザインについて

2023「わたしたちの月3万円ビジネスin 牧之原」1期生「ri-co」さんの作品です。